

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和3年12月24日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 有限会社谷藤不動産及び有限会社オプタン
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 菓子ショッピングセンター 滝沢市菓子156番地6
- (3) 変更した事項

- ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(4) 変更の年月日

- ア 令和3年9月1日
- イ 令和元年12月20日及び令和4年2月18日

(5) 変更の理由

- ア 設置者の変更のため
- イ 小売業者の変更のため

2 届出年月日 令和3年12月9日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び滝沢市役所